

○山井委員 よろしく申し上げます。

では、三十五分間質問をさせていただきます。

きょうも、本当に満員の傍聴の方々がお越しをいただいております。

高齢者の方々、介護や障害者福祉の現場の方々、また御家族の方々、本当に、今回のこの法改正によって、介護職員の賃金は下がる危険性が大である、市町村が自由に単価を下げるができるということになっているわけです。上げることは許されない、下げることができるということになっております。消費税を増税するにもかかわらず、このような介護保険のカットということは、私たちは大問題だと思っております。

そして、今も大西議員、長妻議員からも話がありましたけれども、結局、今までは、要介護認定を受けて要支援一、二と判断をされれば、権利としてプロのデイサービス、ホームヘルプが利用できた。しかし、今後は、できるだけプロのサービスは受けないでください、ボランティアのサービスを受けてくださいと。もっと言えば、水際作戦ということで、要介護認定を受けないでください、まずはチェックリストで、ボランティアのサービスを受けてください、それを受けないとプロのサービスは受けては困りますというようなことをやり始めている自治体があるんです。田村大臣は御存じないとは思いますが、そういう話も入ってきております、残念ながら。

前日も、二日前も私たち議論をさせていただきましたが、傍聴された方からは、田村大臣はわかっておられないわね、厚生労働省がお願いしたら、市町村がそのままするはずがないじゃないのということを言っておられました。

財源をカットしながら、今回、市町村に要支援を任せていく。ところが、田村大臣は口では、今のサービスは維持します、維持しますと。でも、維持するんだったら、今回法改正する必要はないわけでありまして。

そういう意味では、私たちは、今回のこの要支援切りによって、要介護認定すらなかなかさせてもらえなくなる。そして、介護保険のサービスが権利ではなくなってしまうわけですね、要支援の高齢者にとったら。そういう深刻な問題であります。そのことについて質問をさせていただきたいと思っております。

私も、国会議員になる前は大学で介護を教えておりましたし、二年間スウェーデンで介護の研究をしておりました。その前は、大学院で酵母菌の研究をしておりました。私が政治家になった一つの思いというのは、私、二年間スウェーデンで勉強してすごいなと思ったのは、スウェーデンは、エビデンス・ベースド・ポリシー、人手とコストを幾らかけて、どういう効果の医療、介護、福祉をやるのかということをしっかり研究しているんですね。

きょうの質疑の中でも、今回、要支援の高齢者百万人を市町村に渡すという大きな政策判断です。大きな政策判断に、どんなモデル事業を厚生労働省が行って、どういう結果が出たことによってこの法案が出てきたのかということをお伺いしたいと思っております。

それでは、まず一枚目の資料ですが、田村大臣は今までから国会答弁でも、和光市ではうまくいっている、和光市ではうまくいっているとおっしゃっていたので、私も、どんなすばらしいことを和光市はされているのかなど。実際、参議院の厚生労働委員会の民主党の議員も、昨日、和光市に視察に行かせていただきました。

そこでまず、田村大臣、この資料にありますように、私、一つびっくりしたんですね。和光市で、では、今回問題になっている要支援切り、要支援の高齢者何人に介護予防・日常生活支援事業、つまり、これを全国に広げるんですね。全国にこの法案で広げます。配付資料の二ページ目に書いてありますよね。平成二十四年度に導入した介護予防・日常生活総合事業を発展的に展開、つまり、今、和光市などでやっていることを全国に広げるということですよ。だから、私、要支援の高齢者が和光市で何人ぐらいこの事業に参加しているのかなと思って聞いたら、五人なんですよね、五人。

要は、五人で、ほとんど、二百二十一人は要支援じゃない、健康なお年寄りのモデル事業をやっているんです。きのう視察に行った民主党議員が言っていました。和光市の担当者の方も、別に要支援のモデル事業じゃないですよ、健康なお年寄りに予防をすると要介護になりにくい、そういう事業ですよということをおっしゃっていたそうです。いや、私、五人にはびっくりしましたよ、はっきり言って。

それで五人ともよくなったからと、皆さん、これを見て信用できますか。五人よくなったというけれども、この

五人はどのような基準で選んだんですか。例えば、中島先生も医師ですけれども、病院から退院して、これからリハビリしようという人だったら、割と短期間で自立になる可能性が高いに決まっているじゃないですか。五人だったら、ではどんな選び方をしたのか。

それと、田村大臣にお伺いしますが、この方々は二十四年の九月までは介護予防のプロのサービスを受けておられた。十月からはこの日常生活の事業に変わった。どう変わったんですか、五人の方々が利用しているサービスは。かつ、その人手とコストはふえたんですか、減ったんですか。

私、その資料を出してくださいと言ったら、厚生労働省はわかりませんと言うんですよ。わからないじゃないでしょう。こんなものは、法案審議以前、法案をつくる前にそういうことを精査して、百人か千人かわかりませんが、百万人のサービスを切る話ですからね。法案審議で、地方公聴会まで決めておいて、五人効果が出ています、でも、その五人の内訳は、なぜよくなったのかは厚生労働省もわかりません。さっき聞いたら、和光市も十分に把握していなくて、和光市も委託しているんですって、地域包括支援センターの現場に。だから、和光市も十分にまだ把握していない。

はっきり言って、根拠があってこういう法改正を出してくるんだったら、その根拠を議論したらいいんですよ。さっき私、もともと研究をやっていたという話をしましたが、こういうのは調査とは言えない。こんなことで法改正するのは許されないと私は思います。

大臣、今質問したことに答えてください。この五人はどのようなサービスからどのようなサービスに変化して、人手はふえたのか減ったのか、コストはふえたのか減ったのか。そして、五人しか要支援の高齢者を和光市では調査していなかったということをお大臣が知ったのはいつなのか。御答弁ください。

○田村国務大臣 まず冒頭、要介護認定させないという発言がありました。どの自治体か教えてください。本来、要介護認定させなきゃいけないのにさせないとすれば、それは我々、指導しなきゃなりません。教えてください。

その上で、そういう自治体は、新しい制度になったとしても多分させないでしょう。ですから、制度の問題じゃありません。それは本来の介護保険制度自体がわかっておられない自治体でありますから、ぜひとも自治体名を教えてください。しっかりと指導させていただきたいというふうに思います。

その上で、和光市の話であります。和光市だけで我々はやっているわけじゃありません。ほかにもいろいろな事業をやっております。和光市は、予防という意味で、要介護認定率が下がっているという事案として顕著にいい事例でございましたので、そういう意味で前回も申し上げたわけです。他にもいろいろな事業をやっております。総合的に判断して今回提案をさせていただいております。

さらに申し上げれば、何度も申し上げておりますように、必要ならば、それは専門職のサービスを受けていただければいいんです。我々はそれを否定しているわけではありません。ですから、しっかりと専門職の方々にケアマネジメントをやっていただく、状態像をしっかりと見ていただいて、どのような事業がいいか。

そして、御本人も、これは委員ももう御承知だと思いますが、今ある画一的なサービス、これに満足されていないような高齢者の方々もおられるんです。そういうお声も反映しながら、さらに、これからふえてまいられる高齢者の方々、こういう方々に対応するためには、今の一律の国の制度だけでは、これは自治体にいろいろなことをお願いするにも難しいんです。

ですからこそ、今般のような提案をさせていただき、自治体の方々の力をよりしっかりと発揮できるような、そんな制度というものを考えさせていただいております。このことでもあります。(山井委員「委員長、注意してください。質問に答えてください」と呼ぶ)

いや、これは先ほど来、なぜこのような提案をしたのか、やはりこの審議でいろいろと質問に対してお答えしていかないと十分に御理解いただけないということでございますから、趣旨等々も含めて御説明をさせていただいております。

今のお話でありますけれども、昨日、事細かく、和光市からいろいろとお聞かせをいただく中において、こういうような話であります。

平成二十四年十月に総合事業を導入し、同年度の利用者は二百二十六名。これは、介護予防・日常生活支援総合事業は平成二十四年度に法制化されたわけでありまして、その中において行ったものであります。民主党政権時

代であります。そのうち、要支援者五人、二次予防事業対象者二百二十一人ということであります。要支援者の五人については、改善、自立につながった、このように聞いております。

そしてさらに、要支援者五人の、要支援一、二の内訳、利用しているサービスの詳細な内容、また利用頻度等の詳細なデータについては早急に調べるべきだというお話でございますが、これに関しましては、和光市の方といろいろとこれから調整をさせていただいて、御負担もかかる話でございますので、どのような状況であったかということは、調査することは検討させていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、昨日の夜のお話でございますので、現状といたしましては、和光市のことを事細かくまでは、詳細な分析までは出ておりませんが、我々、和光市の方といろいろと相談させていただきながら、出させていただきますかと思っております。

○山井委員 本当にあきれて物が言えない。

先日の委員会での質疑でも、田村大臣はこう答弁しているんですね。「改善すれば、例えば要介護者から要支援者、要支援者が自立ということもあろう。事実、和光市で私、そういう事例を拝見させていただきました。」これは、普通、拝見したら、この五名はどんなサービスからどんなサービスでよくなったんですか、人手はふやしたんですか減らしたんですか、コストは減ったんですかふやしたんですか、今回の法案にこのことは参考になるんですかと聞くでしょう。

だから、私、今、田村大臣が詳細を知らないということで、もう全て皆さんもおわかりになったと思うんですけども、和光市、和光市と言っているながら、和光市では、はっきり言って健康な高齢者の事業をやっているんですよ。要支援の高齢者の調査はやっていないんですよ、基本的には。

これはもう話になりませんが、田村大臣、連休を挟みますので、五月七日水曜日、次の厚生労働委員会の理事会が八時五十分にあります、そのときには、今言った資料、耳をそろえてしっかりと出していただきたいと思えます。

委員長にもお願いをいたします。委員長、いかがですか。

○後藤委員長 ただいまの件については、理事会で、先ほども協議いたしましたし、引き続き協議します。

○山井委員 田村大臣、答えてください、それまでに出示しますと。

○田村国務大臣 和光市のデータでありますから、和光市に御理解をいただけないと出せないわけでありまして、こちらからお願いはさせていただきたいというふうに思います。

あわせて、和光市の方へ私も行ってまいりました。和光市の方で全体としてのマクロの数字を拝見させていただく中において、これは事業が非常に効果があるということ、私もその説明の中で理解をさせていただく中において先般の発言をさせていただきました。

あわせて申し上げれば、私は和光市のことだけを言っているわけじゃありません。今回、この法律の審議は始まってからまだ二回目ですが、今までも皆様方から、昨年からの御議論はいつもさせていただいておまして、和光市以外にも幾つかの御事例は挙げさせていただいております。前回たまたま和光市の話させていただいたから、和光市、和光市と、和光市しかないんじゃないか、だからその根拠はという話であります、そうではないことは、今までの議事録を見ていただければ御理解いただけると思えます。

○山井委員 ということは、要支援の方に和光市以外で日常生活支援事業をやった効果があったというデータはあるんですか。

ほかに出てこないから、出てきたのが和光市だけだから私はやっているのであって、ほかの資料、どこのデータがあるのか言ってください。

○田村国務大臣 前回も申し上げましたけれども、総合事業だけではなくて予防事業もやっておるわけでありまして。そういう予防事業と、他の事業も含めて今までいろいろなモデル事業をやっておる中において、我々は判断をさせていただいておるわけでございます。

○山井委員 答弁になっていないんです。

今回の要支援切りは、健康なお年寄りをどう変えるという法改正じゃないんです。要支援の方々百万人を介護給付から外して事業にするという、その検証が全国で五人しかなされていない。百万人のうち、たった五人。その

五人についても、田村大臣も厚労省も、今日に至っても全く、それがどうよくなったのか、コストや人手がふえたのか減ったのか、どんなサービスを利用して、今どんなサービスを利用しているのかも知らない。そんな無責任な話はないでしょう。

田村大臣は総合的に総合的と言っているけれども、健康なお年寄りに対するモデル事業は関係ないんです、今回の法案では。要支援の人たちを変えるものですから。

それで、もう一つ、私、今回びっくりしたデータが出てまいりました。

配付資料にもありますように、予防モデル事業というのもされているんですね。これは配付資料の十ページ。

ここにありますがけれども、これは、リハビリの専門職とかがプラスアルファで入っている介入群、リハビリの専門職とボランティアが中心にやっているそうです。比較群というのは、今までどおり、プロのデイサービス、ホームヘルプを利用している。

これについて、今、一枚ぺら、最新の資料をつけ足しましたけれども、今出てきた資料によりますと、全国で十一市区町村に、百四人の要支援の高齢者に対してやりました。やった結果、要支援、要介護認定を受けた人が六十三人。しかし、更新せずが三十七人。

しかし一方、今までのとおりのデイサービスやホームヘルプを利用していた人は、要支援百十人に対して、更新せずはたった九人。そして、要支援、要介護認定を受けた人が百人ということなんです。

これはどう思われますか。要は、これをもって、今までの既存のサービスよりもリハビリの専門職やボランティアの方が効果的だという資料らしいんですが、田村大臣、今回の法案では、市町村に任せたら、このモデル事業のような、リハの専門職がしっかりとケアするという体制は必ずできるんですか、このモデル事業のような体制は。いかがですか。

○田村国務大臣 これは、個別に訪問で行かれて、それぞれの個別のリハビリをやっているわけではありませんでして、専門職の方々に、全体としての事業の中において、それぞれの方々に對してのいろいろな、状態像も含めてアドバイスをしていただきながら事業を進めておるといふものでありますから、リハビリを直接やっておる形態、必ずリハビリをやらなきゃいけない、そういうものではないわけでありまして。

でありますから、中においては指導しながらという部分もあるわけでありましてけれども、全体としてリハ職の方々が個別対応でいろいろなことをやられておるといふわけではないといふことは御理解をいただく中において、リハ職の方々がおっていただいた方がいいのは間違いないわけでありまして、リハ職の方々の人数といふものは限られてくるわけでありまして。

でありますから、必要なリハ職の方々は養成しながら、そういうところに入っていただくといふことは、我々としても、いい形態として推奨はしていきたいといふふうに思いますけれども、必ずしもそうではない場合もありまして、それも含めて、そういう指導者の方々をしっかりと養成していく、これは必要なことであろうといふふうに思います。

あわせて、今の事業の内容、これを御説明させていただきたいと……（山井委員「もういいです。時間がないですから、いいです」と呼ぶ）いやいや、じゃないとわかりませんよ、状況が。ちゃんとした情報を伝えないと、ちゃんとした議論が伝わらないんですが……（山井委員「配付資料に入っていますから結構です、その答弁は」と呼ぶ）国民の皆さんは配付資料はわからないですから、事実関係を説明させていただきたいんですけれども。

先ほど、国民の皆様方がやはり国会での議論というものを注目されてといふことを言われていますから、御党の……（山井委員「時間稼ぎはやめてください」と呼ぶ）時間稼ぎじゃない。これが時間稼ぎになるんですか。読ませてくれれば時間はすぐ終わるじゃないですか。

○後藤委員長 冷静をお願いします。

それぞれの答弁と質問を尊重していますので、誠意を持って、お互いに相手の話も聞きながらやってください。

○山井委員 それで、この十一市区町村、百四人といふと、もしかしたら皆さん多いかなと思いますが、これは一つ一つに分解するとすごい少ないんですよ。

例えば和光市。要支援の方十三人にリハ職が介入した。一方、今までどおりの要支援のサービスは六人なんです。それで、和光市の場合、リハ職が介入したら、六人が認定を受け続けて、更新せずが七人だった。今まで

どおりのサービスの場合は、三人、三人だった。ほとんど有意の差はないじゃないですか、そういう意味では。

それと、この資料にもありますように、個別名を出してなんなんですけども、この資料、見にくいですけども見てもらったら、例えば岡山市は、要支援一、二の人は六人、リハ職のモデル事業を受けている。それと、六人、今までのサービス。六人ずつなんです。

私も元研究者の端くれの立場からすると、岡山市の中で六人ずつを選んでいて、はっきり言いまして、田村大臣、こういうのをスクリーニングというんです、研究では。どういう六人を選んだのか。それはモデル事業だったら、効果がありそうな人を選ぶ可能性があるじゃないですか。六人ずつを選んで効果が出たなんというのは、百万人の要支援の高齢者を左右する法改正のエビデンス、データにはなり得ないんです。

おまけに、田村大臣もわかっておられるように、この介入群と比較群、人手とコストはどっちがかかっているんですか。幾らと幾らか教えてください。平均で結構ですから。

○田村国務大臣 これは、自立支援度が高い方を調べる、そういうような調査でございますから、基本的にはコストの調査というわけではありません。

○山井委員 皆さん、聞かれましたか。リハビリが介入した方が今までのサービスよりも効果があるという調査を発表しておきながら、コストがどちらが多くて人手がどちらが多いかは調査していない。そんなもの、人手やコストがたくさんかけられたら効果が出るに決まっているじゃないですか。そういうのは調査と言わないんですよ、はっきり言って。

私はすごく失礼だと思うのは、コストや人手がふえたのか減ったのかも、そういうことも調査しないで、効果があった効果があったと言って、あたかも今利用しているデイサービスやホームヘルプが効果が低いかのようなことを宣伝する。これは、今、全国で要支援の高齢者百万人を支えていられるデイサービスやホームヘルプの介護職員の方々、賃金が低いなりに必死に頑張っておられるの方々に対して失礼だと私は思いますよ。失礼だと思います。何ですか、コストも人手も知りませんというのは。そんなモデル事業がありますか。

田村大臣、少なくとも介入群の方が人手とコストは安いんでしょうね。高かったら当たり前じゃないですか。安いか高いかだけぐらい教えてください。

○田村国務大臣 一定の仮定を置きますけれども、それは安いのは安いということでもあります。ただ、詳細に、これはコストの調査ではありませんのでそこまで出しておりませんが、この事業の一定の要件を置いたモデルにおいては、それは当然のごとく、安いというような結果を出してきております。

○山井委員 それでは、委員長と田村大臣にお願いします。

安いというならば、各十一市区町村、幾らと幾らコストが違うのか、人手は何が何人、何が何人というデータ。

そしてさらに、私は、この調査結果は、はっきり言ってにわかには信じがたい。なぜならば、百四人のうち三十七人が更新せずなんです。これは自立になったということじゃないんです。なぜ更新していないのか。

だから、田村大臣と委員長に言います。

この更新していない方々は、納得して更新していないのか、今どんな状態なのか、どんなサービスを利用しているのか。例えば、介護保険を利用できなくなったから自費でサービスを利用していますということだったら意味がないし、更新していないけれども入院してましたでは、これも全く意味がないし、本人が納得しているのか、どんな状態に今あるのか、他のサービスは今どんなサービスを使っているのか。

そもそも、この百四人の方々をどうスクリーニングしたのか、各市町村によって。これはすぐわかると思います。岡山市だったら六人ですから、和光市でもたった十三人しかいないわけですから。

委員長、これを五月七日の八時五十分の理事会までに出していただきたいと思います。

そして、田村大臣、出すという答弁をお願いします。

○後藤委員長 御要望の件については、理事会で協議をいたします。

○山井委員 田村大臣、今のコスト比較も含めて、出すという答弁をしてください。

○田村国務大臣 事実上そういうことができるかどうか。そのようなコストに関しては、一定の仮定を置けばそれはわかりますよ。だけれども、もともと、詳細なコストを調査する、そういう調査じゃございません。先ほど申し上げました。これは自立度がどうかということを対象にした調査であります。

ただ、一定の仮定を置けば、それは当然、高くかけて予防が進んだ、つまり要介護認定が下がった、これは意味がないわけでありますから、もとから安くなるという前提のもとでやっている調査でありますから、それはそうでありますが、それは詳細なものが、データがなければ出せないですね。

しかも、今委員おっしゃられるのは、これは各自治体がやっていただいておりますので、厚生労働省でやっておればそれはいろいろなものを出せますけれども、自治体に今から要請してこれからの間に出していただくのはどうか、これに関しては、我々としては、そこまで御無理をお願いするというわけにはいかないというふうに思います。

○山井委員 それが出てこないのであれば、それ以降の国会審議は、出てくるまで待ちますので、日程協議はやめさせていただきます。

私は、別にむちゃなことを言っているんじゃないで、聞いてもらったらわかると思いますが、これは、市区町村と言っているけれども、法改正をするのは国なんですから、厚生労働省なんですから、私たちが審議する前提の資料を出せばいい。例えば、安くなるのは安くなるんですけど、では幾ら安くなるんですか。一割ですか、五割ですか。そんなこともわからないで、これは審議の前提じゃないですか。

そこで、十二ページを見ていただきたいと思います。

能美市というところがございます。一足先に日常生活支援事業を経験したケース。和光市と同じようなケースですね。そこで今どういうことが挙がっているのか、聞いてみました。

この資料にありますように、能美市の地域ケア会議では、市の職員、市の保険課と地域包括支援センター四、五人対ケアマネ一人で検討。

例えば、ここにデイサービスセンターのお風呂の話が出ていますが、九十五歳の男性が、要介護からたまたま要支援二になった。そうしたら、ケアマネは、今までどおりデイサービスに行ってもらいたいと言ったら、市の方から、いや、それは困ります、デイサービスのお風呂じゃなくて、老人センターのお風呂に行けませんかと。九十五歳の男性で、それは無理ですよ、無理ですよと、かなり攻防戦になった。そういうことになってしまうんですよ、これは。先取りしているんです、この法改正の後を。

たまたま市の職員さんの中にこの九十五歳の男性のお知り合いがおられて、さすがにこの人は無理だということで思いとどまってデイサービスを利用できるようになったものの、そのとき市から言われたのが、平成二十七年からは使えなくなるのよ、ケアマネはそのときどうするの、つまり、この法案が通ったら使えなくなるのよ、どうするのよ。実際、こういう話になっているわけですよ。

それとか、ケアマネがデイケアを使ってもらおうと思うと、半年で卒業してね。それで、ごみ出しができない方に関しては、ホームヘルパーさんにごみ出しや掃除を頼もうとしたら、市から、それは困ります、ボランティアや民生委員に頼んでください。ケアマネさんが渋々民生委員さんに言ったら、民生委員さんは、何であなたからそんなことを言われないとだめなのよと。結局、この方の家はごみ屋敷になって、本人が要介護になって初めてサービスが入ることになった。かえって悪化しているじゃないですか、手おくれになって。

こういう事例が既に出てきているわけです。そういうことになってしまうわけじゃないですか。

ですから、十三ページになりますが、和光市もうまくいっている点はあるんでしょう。でも、これはさっきも言ったように、和光市で要介護認定率が下がっているというのは、要支援の高齢者に対する取り組みじゃないんですよ。健康なお年寄りをとってやっただけの話で、今回の法案とは直接関係ないんですよ。

それで、能美市のこのようなモデル事業をやったケアマネさんがおっしゃっているのは、信耕さんがおっしゃっているのは、この法改正になると、まず、介護サービスにたどり着くまでに遠い道のりになってしまう。そして、今まで言ったように、要介護認定を受けさせてくださいと言ったら、まず日常生活支援事業を受けてください、ボランティアのサービスを受けてください、それを受けられないと、なかなかそう簡単には要介護認定まではいきませんと。そんなムードになってきて、本来、保険料を払ったら、介護サービスは権利だったはずなんです。しかし、今回は権利じゃなくなるんです。保険から措置に逆戻りする。

次に、保険あって介護なしが強まる。介護福祉士の専門性を軽視して、ボランティアでもできる、外国人でもできる、こんなことを言い出せば、賃金は上がるどころか下がってしまいます。

そして、何よりもケアマネジャーさんの存在意義。要介護認定率は下げてくださいということをペーパーに入れています、厚生労働省は。そうすると、市町村は萎縮して、今回の改正で財源も抑制されますから、それによって、ケアマネさんは市がノーというプランは立てられなくなるんです、萎縮してしまって。今までは、この人はプロのデイサービス、ホームヘルプへ行っていただけれども、それでは市がうんと言わない、ボランティアさんに頼もうか、でも、さっきも言ったように、ボランティアさんに頼んでも、民生委員さんは、何でそんなことを言わないとだめなんだと。結果的には手おくれになってしまう、こういう問題が起こりかねないわけでありまして。

そこで質問ですが、今回、ガイドラインに、利用手続、地域包括支援センター等が、利用者の意向や状態像を踏まえつつ、ケアマネジメントに基づき総合事業と予防給付の適切な利用を支援する、これがガイドラインに盛り込む案の内容ですが、ここで今言ったようなことが起こり得るわけですから、私はプロのサービスをあくまでも受けたい、あるいは日常生活支援事業じゃなくて要介護認定が受けたいと言えば、それは権利として要介護認定は受けられるんですか、プロのサービスは受けられるんですか、要支援に判定された場合は。田村大臣、お答えください。

○田村国務大臣 ちょっと正確じゃない話がいっぱいありましたので。

今でも外国人は、介護保険の中で、介護福祉士として従事できるようになっておりますから、外国人はもう既に従事されておられます。そこは御理解をいただかなきゃならないと思います。

それから、今、能美市、私はこれはどういう状況なのか知りませんよ、事例を出された例が。ただ、この方は今でも受けられるんですね、入浴を。今でも受けられるんです。受けられる方が受けられないというならば、それは、その現場、いや、個別事情はわかりませんよ、もしそのような状況ならそこに問題があるので、そこはやはり直していただかなきゃなりませんし、今度の新しい制度でも受けられるんです。そこも御理解をいただいて、受けられるものを、必要があるのに受けさせなければ、それは自治体に問題があるわけで、自治体は提供しなければならぬわけでありまして。

いろいろなことを言われましたが、大変なレアケースということですので、そういうものに対して対応していただければそこに問題があるわけでありまして、そこは、言っていただければ、こちらとしてもまた助言指導はしてまいりたいというふうに思います。

その上でありますけれども、要介護認定は、これは当然、必要であれば受けていただかなきゃならぬわけでありまして、チェックリストを受けたからといって要介護認定を受けさせないというようなことはだめであります。一方で、チェックリストを受けた後、サービスを受けていただいたときも、要介護認定を受けたいと言われれば、それは要介護認定を受けられるわけでありまして、そのような意味では、要介護認定を受けることは担保されておるということですので。

○山井委員 ということは、もう最後の質問になりますが、要介護認定を受けたいという人は、権利として要介護認定を受けることができるということはガイドラインに入れてもらえるということですよね。今の大臣の答弁は重いですよ。

それで、まとめになりますが、きょう、たった三十五分だったので言い尽くせませんが、審議の前提となるデータもない、たった五人で、その人たちが、どう五人を選んだのか、コストがふえたのか減ったのか、どんなサービスからどんなサービスに移ったのかもわからない。つまり、今回の改正はエビデンスはないんですよ、何ら。要は、財源を抑制したいから切ろうと。何かエビデンスがあるかのようなことをおっしゃっていましたが、エビデンスは全くないどころか、エビデンスをとろうとする、そういう努力も田村大臣はされてこなくて、田村大臣自身がこの法改正の根拠を全く持っておられないし、勉強もしておられない、そういうことが明らかになったと思います。

そういう形で百万人もの方々の要支援のサービスを市町村に移行することに関しては絶対反対だということをおっしゃって、私の質問を終わります。

ありがとうございました。